

報告事項 7

懲戒処分取消請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和元年12月23日

教 職 員 課

懲戒処分取消請求事件について（１）

1 当事者

原告（控訴人、上告人）：県立高校の元期限付任用教諭

被告（被控訴人、被上告人）：愛知県

2 事件の概要

平成28年10月7日、原告は、授業中に生徒の言動に立腹し、机の上にあった別の生徒の水筒を手に取り、複数回その机に叩きつけた上、水筒の持ち主の生徒に「出て行け」と言い、退室した生徒の方向へ水筒を投げつけた。さらに、退室した生徒のペンを踏みつけ、机にかけていた当該生徒の手提げ袋を払い落としてゴミ箱に投げ入れた。

愛知県教育委員会は、上記行為につき、平成28年12月22日付けで停職3月の懲戒処分を行った。

原告は、本件処分は、比例原則に反するもので、裁量権の逸脱・濫用の違法があるなどと主張して、懲戒処分の取消を求め、訴えの提起に至ったものである（提起日：平成29年4月4日）。

3 判決の概要

(1) 判決結果

第一審判決 県側勝訴（平成31年1月18日）

控訴審判決 県側勝訴（令和元年6月21日）

上告審判決 県側勝訴（令和元年12月10日）

(2) 理由趣旨〔控訴審判決より〕

控訴人の行為は、もっぱら怒りの感情により、合理的な理由もなくなされたもので、公立学校教員の職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる信用失墜行為である。

そして、生徒が教員から指導を受けるべき授業時間中に、落ち着いて学習する環境が整えられるべき教室で行われたこと、何ら指導の必要のない生徒に対して暴力的な態様で行われたこと、当該生徒の心身の不調を来し、持ち物を破損する等の看過しがたい結果を生じさせたことなどに照らせば、悪質さの程度は大きい。

以上のことから、停職3月とした本件処分に裁量権の逸脱・濫用はない。

懲戒処分取消請求事件について（２）

1 当事者

原告：小学校の元教諭

被告：愛知県

2 事件の概要

平成21年6月頃、原告は、当時勤務していた中学校内から、当時授業を担当していた中学2年生の女子生徒の水着等6点を窃取し、自宅に持ち帰った。その後、原告は、当該窃盗被告事件の公判において、当時担当していたバレー部の男子生徒が水着等を盗んだとする虚偽の話を作り上げた。

愛知県教育委員会は、上記行為につき、平成29年11月14日付けで懲戒免職の処分を行った。

原告は、女子生徒の水着等が紛失したことは承知していたが、バレーボール部の男子部員の一人が部室を清掃中に水着等を発見したとしてこれを受け取り、窃取の疑いがあった部員に確認したが否定したため、処分しようとして自宅に持ち帰っただけであるとして、水着等の窃取を否定するとともに、仮に水着等の窃取が事実であったとしても、行為態様、被害結果等を考慮すれば、悪く見積もっても停職相当であり、本件処分には裁量権の逸脱・濫用の違法があるなどと主張して、懲戒処分の取消を求め、訴えの提起に至ったものである（提起日：平成29年12月22日）。

3 判決の概要

(1) 判決結果

第一審判決 県側勝訴（令和元年11月27日）

※ 令和元年12月13日の控訴期限までに控訴されなかったため、県側勝訴で確定したこと。

(2) 理由趣旨

- ・ 原告の主張は信用できず、自らの性的関心を満たすために勤務していた中学校内から女子生徒の水着等6点を自宅に持ち帰ったと認めることができる。
- ・ 教員の立場にありながら、自らが指導する生徒の所有物に対する性的関心を抑えることができずに窃取した行為は、強い非難に値するものであり、懲戒免職とした本件処分に裁量権の逸脱・濫用はない。